

佐賀、平5不1、平8.7.8

命 令 書

申立人 全日本運輸一般労働組合福岡地方本部

被申立人 鳥栖交通株式会社

主 文

- 1 被申立人は、X 1 に対し、貸切バス乗務の意思を確認し、同人が貸切バス乗務を希望する場合は、本命令書受領後 1 か月以内に正規の貸切バスの乗務員ないし予備の貸切バスの乗務員として貸切バスに乗務させなければならない。
- 2 被申立人は、前項を履行したときは、速やかに当委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 申立人のその余の申立ては、棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

(1) 申立人

申立人全日本運輸一般労働組合福岡地方本部（以下「福岡地本」という。）は、肩書地に事務所を置き、交通・運輸関連事業所等の労働者及び労働組合で構成される労働組合であり、申立外全日本運輸一般労働組合の下部組織であって、本件申立時（以下「申立時」という。）の組合員数は、約350名である。

なお、平成5年7月26日の申立時は、X 1（以下「X 1」という。）及びX 2（以下「X 2」という。）の連名による個人申立てであったが、福岡地本から同年8月30日付けで申立人を福岡地本に変更したいとの申立てがあり、同年10月13日に変更を認めた。

(2) 被申立人

被申立人鳥栖交通株式会社（以下「会社」という。）は、西日本鉄道株式会社（以下「西鉄」という。）の鳥栖営業所が所管していた乗合バス路線の一部を独立させ、昭和61年7月14日に肩書地に設立された会社であり、申立時の従業員数は48名である。

会社は、西鉄の不採算路線を引き継ぐ乗合バス路線の運行事業と西鉄からの乗合バス路線の管理委託事業の二つの事業に加え、貸切バスの運行事業を行っている。

(3) 会社における組合の状況

会社には、平成元年1月20日に会社の従業員により結成された鳥栖交

通労働組合（以下「組合」という。）があったが、本件申立後の平成5年7月28日に組合は分裂し、審問終結時には、運輸一般鳥栖交通労働組合（以下「新組合」という。）と西鉄グループバス労働組合鳥栖交通企業支部が存在している。

2 管理委託路線と労使関係

(1) 管理委託

管理委託とは、西鉄の関連会社（以下「関連会社」という。）が西鉄のバスを運行し、西鉄が、関連会社に対し委託料を支払い、その収入を受け取る制度である。

会社が管理委託路線を受託するには、組合の同意が必要であった。

(2) 管理委託路線の運行

組合は、平成3年5月22日に組合大会を開催し、管理委託路線の受託に同意するかどうかを協議した。組合は、会社に対し、乗務員の西鉄への移籍に当たり年功序列により推薦すること、労働協約を早急に締結すること、西鉄の社員証を発行すること、管理委託路線の受託開始後も1年ごとに再協議すること、ダイヤの所要時間を短縮しない等を要求事項とした「管理委託に関する要求書」を提出した。

会社は、組合に対し、同月29日付けで組合の要求を概ね認める旨の回答を行った。

その後、会社は、組合との間で「一般乗合旅客自動車運送事業管理の受託に関する協定書」を締結し、北野線・中九州線を受託することとした

同年9月1日から北野線・中九州線に甘木線を加えた三路線で、管理委託路線の通行が開始された。

(3) 管理委託路線の運行に伴う諸問題

会社がこれらの三路線について運行を開始したところ、ダイヤの所要時間が短い、食事時間が取れない等の組合員の不満が高まり、組合は、会社に対し、平成3年9月26日付けで改善の要望書を提出した。

会社は、組合に対し、同月30日付けで回答を行い、北野線については、同年10月半ば頃にダイヤの所要時間の調査を行い、平成4年3月1日からダイヤを改正した。

(4) 高田線・綾部線の受託打診

平成3年9月初め頃、西鉄は、会社に対し、1か月から1か月半の猶予期間をもって、高田線・綾部線の管理委託路線の受託について打診した。

(5) X1執行部の選出

平成3年10月頃に組合大会が開催され、新執行部として執行委員長にX1、副執行委員長にX3（同年12月に同人が会社を退職したため、X4（以下「X4」という。）が副執行委員長になった。）、書記長にX2がそれぞれ選出された。

新執行部は、同年11月1日から組合活動を開始した。

(6) 高田線・綾部線の受託断念

会社は、組合執行部が交代したため、西鉄に回答期限を延ばしてもらい、X1執行委員長に対し、高田線・綾部線の受託について組合の同意を求めた。

組合は、会社に対し、北野線のダイヤを改正すること、高田線・綾部線のダイヤを提示すること、労働協約を締結すること等を同意の前提として要求した。

会社は、西鉄に対する回答期限が迫っていることもあり、高田線・綾部線のダイヤの提示や労働協約の締結等は困難と判断し、平成3年11月15日に組合に対し、高田線・綾部線は受託できない旨を通知した。

(7) 管理委託路線と乗務員の採用

会社は、管理委託路線の運行に合わせ、平成3年8月16日に11名程度、同年11月18日に8名程度の乗務員の採用を行った。

(8) 佐賀鳥栖線の運行

会社は、管理委託路線として、新たに平成5年4月1日から佐賀鳥栖線の運行を開始した。

3 組合活動と会社の対応

(1) Y1社長のX5に対する発言

X5（以下「X5」という。）は、平成3年9月24日に入社した。入社面接時、当時の代表取締役社長Y1（以下「Y1社長」という。）は、X5に対し、「組合活動しよったら、西鉄に行けんですよ」と言った。

(2) X6の定年問題

会社は、平成3年11月27日に定年に達する組合の執行委員であるX6（以下「X6」という。）に対し、その1か月前に定年退職予告を行った。

組合は、同月12日に会社に対し、定年退職予告撤回要求書を提出したが、会社は、X6の定年延長を認めなかった。

当時、定年の57歳を越えて会社で働いている乗務員は、嘱託のY2（以下「Y2」という。）だけであった。

(3) 西鉄関連交通労働組合連合会の結成

組合は、平成3年11月11日に添田交通労働組合と西鉄関連交通労働組合連合会を結成した。

(4) Y3部長のX7に対する発言

X7（以下「X7」という。）は、関連会社の社長の紹介で平成3年8月19日に入社した。

取締役営業部長Y3（以下「Y3部長」という。）は、同年11月10日頃に会社の事務所で、X7に対し、「X1委員長を下ろせ。同期の者の先頭に立って別の人間を推せ。このままでは、就職の際に紹介してくれた人にも迷惑がかかる」旨言った。

X7がこのことをX1執行委員長に告げたため、X1執行委員長は、

会社が開催した管理委託路線受託についての説明会の際、Y 1 社長及び Y 3 部長に対し抗議した。

Y 3 部長は、説明会の翌日に X 7 に対し、「いたらんことをしゃべるな。」と注意した。

(5) 組合の上部加盟

組合は、平成 3 年 10 月頃の組合大会において、上部団体への加盟方針決議をした。

X 1 執行委員長は、いくつかの上部団体と接触したが、福岡地本の書記長 X 8（「X 8 地本書記長」という。）と話を続けていくうちに、福岡地本に加盟しようと考え、同年 12 月 23 日の組合大会において福岡地本に加盟することを提案した。

組合は、同大会において福岡地本への加盟を決議し、福岡地本は、平成 4 年 1 月に組合を傘下組合として承認した。

以後、組合は、名称を運輸一般鳥栖交通労働組合と称することが多かった。

(6) 組合役員の運輸局訪問

平成 3 年 12 月 24 日頃に X 8 地本書記長と X 1 執行委員長、X 2 書記長ら組合役員は、九州運輸局の旅客課を訪れ、管理委託路線のダイヤの短縮等の問題について、西鉄を指導して欲しい旨の申入れを行った。

(7) 組合事務所の使用と確認書の締結

組合事務所は、会社の本社社屋（以下「本社社屋」という。）と同じ敷地内にある整備工場の二階にあったが、組合は、平成 3 年 9 月 1 日から西鉄が再び整備事業を始めることになったため、組合事務所を明け渡すことになった。

当時の組合の執行委員長 X 9（以下「X 9」という。）は、会社に対し、代わりに本社社屋二階の一部を組合事務所として使わせて欲しい旨の申入れを行った。

会社は、西鉄が本社社屋を所有していたため、会社が本社社屋二階の旧理髪室を使用することで西鉄から使用の承諾を得て、組合に対し、旧理髪室を組合事務所に使用することを認めた。

組合は、X 1 執行部に交代してから旧理髪室に組合看板を掲げ、施錠をするようになった。

会社は、同年 12 月 27 日頃に組合に対し、旧理髪室は会社と組合との共同使用が前提であるため、組合看板を外し施錠をしないよう申し入れた。

会社と組合は、平成 4 年 1 月 17 日、代表取締役社長 Y 4（以下「Y 4 社長」という。）及び Y 3 部長と X 8 地本書記長、X 1 執行委員長、X 4 副執行委員長及び X 2 書記長が出席して団体交渉を行い、次の確認書を締結した。

確 認 書

鳥栖交通株式会社（以下・会社という）と全日本運輸一般労働組合福岡地方本部ならびに鳥栖交通労働組合（以下。組合という）は団体交渉に於いて、下記事項について確認したので本協定を結結する。

記

- 1 会社は、組合事務のため旧理髪室跡の使用を認め、室内に組合看板および組合使用の机・ロッカーを1個置くことを認める。ただし、会社の事情で申し出がある場合はすみやかに退去する。
- 2 組合は、組合事務のために使用する部屋の出入口に鍵をかけない。会社も使用する。
- 3 組合は、会議等の場合の会社施設および什器物の使用などについては、事前に会社に届け出を行い許可を受けること。電話・FAX・コピー・ストーブ冷房等経費を要するものの使用は会社の許可を受け会社業務の支障にならないよう使用し実費を支払う。
- 4 (略)

平成4年1月17日

鳥栖交通株式会社
代表取締役社長 Y 4

全日本運輸一般労働組合福岡地方本部
執行委員長 X 10

鳥栖交通労働組合
執行委員長 X 1

(8) Y 4 社長の就任と業務常会

Y 4 社長は、平成3年12月29日に西鉄の伊田営業所長から会社の代表取締役社長に就任した。

Y 4 社長は、就任後、乗務員との対話を深めるため、業務常会を開催することとした。最初の業務常会は、平成4年1月27日から2月1日にかけて乗務員を6班に分け、みやき荘で開催され、業務の常会終了後に親睦会が行われた。

(9) Y 2 の職制及び組合活動

Y 2 は、会社設立直後の昭和61年9月18日に58歳で嘱託の乗務員として入社した。嘱託という身分は、Y 2 が平成5年2月15日に退職するまで変わりなかった。

Y 2 は、平成3年11月1日に営業係長の辞令をもらったが、同月18日まではバスに乗務し、翌19日から営業係長としての職務に就いた、営業係長の職務は、営業課長の代務としての配車のチェックや遅刻・欠勤などの際の人員のやりくり及び運賃収入の精算などであった。Y 2 は、営

業課長 Y 5（以下「Y 5 課長」という。）が入院した時に運行管理の代務を行ったため、乗務員から課長とか課長代理とか呼ばれることが多くなり、Y 2 自身も、これらの肩書を使用することがあった。

Y 2 は、組合が結成された時から加入し、会計や書記長等の組合役員に就いたこともあったが、営業係長になったのを契機に組合を自ら脱退した。

(10) Y 2 の組合員に対する言動

ア X 5 に対する発言

Y 2 は、平成 4 年 3 月頃に組合員の、X 5 に対し、「運輸一般は共産党系だから、言うこと聞きよったら会社がつぶれる。そしたら、あんたたちは、ここら辺りでは働けなくなる。」旨言った、

同年 4 月に行われた団体交渉において、この Y 2 の発言の件が採り上げられた、

Y 4 社長は、団体交渉後に幹部会を開いて、組合に対する発言を慎むよう訓示を行った。この時の幹部会には、Y 2 も出席していた。

X 1 執行委員長は、同年 5 月頃に Y 4 社長に対し、この Y 2 の発言の件について、団体交渉事項から取り下げる旨を伝えた

イ X 1 らに対する始末書提出要求

本社社屋二階に乗務員宿泊室が設けられていて、乗務員の宿泊等のために使用されており、乗務員が宿泊するに当たっては、会社に届け出るようになっていた。

平成 4 年 6 月 10 日午後 9 時半頃、X 1、X 11（以下「X 11」という。）及び X 12（以下「X 12」という。）（以下「X 1 ら 3 名」という。）は、Y 2 に対し、「食事に行きます。」と言って、本社社屋を出て行った。

最終バスが帰社した後、Y 2 は、運賃精算のため防犯上通常出入りする玄関（別紙 1 の A）に施錠したが、裏口（別紙 1 の B）は、通常鍵か掛かっていることから確認しなかった

X 1 ら 3 名は、食事の際に酒を飲み、同日午後 11 時 30 分頃、裏口から本社社屋に入った。

Y 2 が運賃精算を行っていたところ、事務所のカウンターの所へ X 11 が来て、Y 2 に対し、「シャワーを浴びらせて下さい。」と言った。Y 2 が、X 11 及び X 12 に対し、どこから入って来たのかと問い詰めたところ、両人が裏口から入って来たと言ったため、Y 2 は、両人に対し、始末書を書くように指示した。この両人に X 1 も加わり、Y 2 と喧嘩腰となり、「とにかく始末書を書け。」「書けと言うなら書く。」旨のやりとりを経て、X 1 ら 3 名は、始末書を書いた。その始末書には、「始末書を書けと Y 2 さんの命令で書きました。22 時より食事に行きました。11 時 40 分より鳥栖交通社内でシャワーを浴びました。」と書かれていた。

翌日、Y 2 は、Y 3 部長に対し、始末書の件について報告した。

ウ Y 2 の組合加入申込み

Y 2 は、組合に対し、平成 4 年 7 月 20 日頃、次の組合加入申込書を提出した。

鳥栖交通労働組合 委員長 X 1 殿	私儀
今般 囑託の X 13 殿が組合に加入されたとお聞きしましたので私も組合に加入致し度く申請致します	
	平成 4 年 7 月 20 日
	囑託 Y 2
	(営業課長代理) (係長)

X 1 執行委員長が、Y 3 部長に対し、Y 2 の役職名を聞きに行ったところ、Y 3 部長は、営業係長と説明した。

Y 2 は、加入申込みに対し、組合から返事がなかったため、加入申込書を提出した約 1 か月後に X 2 書記長に問い合わせをしたところ、X 2 書記長は、「今、検討しております。」旨回答した。

結局、組合は、Y 2 に対し、組合加入の可否についての回答を行わず、Y 2 は、組合に加入しなかった。

(11) アクアフォーレにおける会合

X 4 と X 5 は、組合員である X 14 と X 15 から、平成 4 年 5 月頃に組合員の一部が西鉄バス労働組合の幹部と基山町にあるアクアフォーレで会合を開き、組合の三役人事を決めたという話を聞いた。

(12) 平成 4 年 8 月 26 日の組合大会

平成 4 年 8 月 26 日午後 8 時 30 分頃から、本社社屋二階の会議室（以下「会議室」という。別紙 1 の C）において組合大会が開催された。

組合は、会議室の使用に当たり、次の会議室使用許可願を会社に提出していた。

鳥栖交通株式会社 代表取締役 Y 4 殿	鳥栖交通労働組合 執行委員長 X 1
	会議室使用許可願
一. 日時	平成 4 年 8 月 26 日 午後 8 時 30 分より 11 時まで
一. 目的	組合大会
一. 人員	鳥栖交通労働組合員 全員 福岡県労連 運輸一般 X 6
	以上

組合大会には、部外者として佐賀県労連事務局長と X 6 が参加した。

また、この組合大会では、役員選挙が予定されていたが、行われなかった。

(13) 平成4年8月26日の会社の対応

組合大会当日、Y3部長は、本社社屋一階の乗務員控室の入口の引き戸（別途1のD）に「部外者の立入りを禁止する」という趣旨のB4サイズの張り紙をはった。

同日、Y4社長は、午後6時頃に退社した。

(14) 平成4年9月28日の組合大会と役員交代

平成4年9月28日にみやき荘において組合大会が開催され、執行委員長にX9、副執行委員長にX16（以下「X16」という。）、書記長にX17（以下「X17」という。）がそれぞれ選出された。

(15) 申立後の組合の状況

平成5年7月28日に会議室において組合大会が開催され、X9執行委員長は、組合の福岡地本からの脱退を提案した。

X1ら組合員11名は、これに反対して引き続き上部団体である福岡地本の傘下で組合活動を行うこととし、同日、組合事務所において新組合を結成し、執行委員長にX1、副執行委員長にX5、書記長にX2をそれぞれ選出した。

組合は、同年8月3日付けで福岡地本に対し、脱退を通知し、その後、同月下旬に西鉄グループバス労働組合に合併加盟した。

4 貸切業務について

(1) 貸切乗務体制

会社には、路線バスのほかに貸切バスが5台あり、会社設立当時は、乗務員が13名程度しかいなかったもので、8名がその5台に順番に乗務していた

その後、貸切バスは、優先的に貸切バスに乗務する正規の貸切バスの乗務員（以下「優先乗務員」という。）と優先乗務員が公休の場合や深夜運行を行う場合に代務として貸切バスに乗務する者（以下「予備乗務員」という。）で運行されていた。また、優先乗務員又は予備乗務員（以下これらを「貸切バス乗務員」という。）以外の乗務員（以下「一般乗務員」という。）も、貸切バス乗務員が不足する場合は、貸切バスに乗務することがあった。

優先乗務員には、特定の貸切バスが割り当てられていた。

(2) 貸切バス乗務員の選考

会社には、貸切バス乗務員の選考に関し、組合との協議の上で定められた文書化した基準はなかった。

平成5年5月24日時点における正社員である乗務員の入社年月日と貸切バス乗務員の選考状況については、次表のとおりである。

氏名	生年月日	入社	優先乗務員・予備乗務員の別	備考
----	------	----	---------------	----

X 2	S32. 8. 17	S61. 9. 18		(H. 4. 9まで優先乗務員)
X 9	S30. 7. 15	S61. 9. 18	優先乗務員	(H. 4. 10まで優先乗務員)
X 4	S26. 10. 28	S63. 6. 23	優先乗務員	
X 14	S24. 3. 19	H 1. 3. 3	優先乗務員	
X 16	S19. 1. 8	H 1. 7. 13	優先乗務員	
X 1	S28. 11. 24	H 2. 2. 1		
X 17	S32. 10. 28	H 2. 6. 1	優先乗務員	
X 12	S43. 8. 21	H 2. 8. 1	予備乗務員	
X 18	S40. 12. 11	H 3. 3. 1	予備乗務員	
X 19	S26. 10. 4	H 3. 4. 22	優先乗務員	
X 20	S31. 12. 15	H 3. 5. 20	予備乗務員	
X 21	S25. 2. 10	H 3. 6. 3	予備乗務員	
X 22	S30. 1. 7	H 3. 8. 16	予備乗務員	
X 23	S36. 3. 26	H 3. 8. 16	予備乗務員	
X 24	S36. 1. 1	H 3. 8. 16	予備乗務員	
X 25	S35. 11. 5	H 3. 8. 16	予備乗務員	
X 7	S35. 7. 15	H 3. 8. 19		
X 5	S29. 7. 4	H 3. 9. 24		
X 26	S44. 1. 25	H 3. 10. 1		
X 27	S32. 10. 18	H 3. 11. 18		
X 28	S35. 12. 10	H 3. 11. 8		
X 29	S40. 4. 13	H 3. 11. 18		
X 11	S27. 6. 25	H 3. 11. 18		
X 15	S43. 10. 18	H 3. 11. 18		
X 30	S39. 4. 6	H 3. 11. 18		
X 31	S40. 7. 23	H 4. 4. 10		
X 32	S16. 9. 1	H 4. 4. 10		
X 33	S25. 8. 24	H 4. 5. 7		
X 34	S41. 1. 3	H 4. 10. 12		
X 35	S45. 8. 5	H 4. 10. 12		
X 36	S43. 2. 24	H 5. 1. 23		

X 37	S24. 2. 9	H 5. 2. 1		
X 38	S30. 8. 10	H 5. 3. 12		
X 38	S42. 4. 20	H 5. 4. 22		
X 40	S39. 1. 10	H 5. 4. 3		
X 41	S39. 8. 22	H 5. 4. 2		
X 42	S33. 4. 13	H 5. 4. 2		
X 43	S29. 5. 24	H 5. 4. 19		
X 44	S36. 5. 15	H 5. 5. 24		

(3) 貸切研修

会社の貸切研修には2種類あって、一つは路線を熟知するために行う研修で乗務員全員を対象に行うものであり、もう一つは優先乗務員に指名された場合に行う研修で、この場合には、会社の幹部が付いて接客態度等の指導を行っている。

(4) 路線バス乗務及び貸切バス乗務に係る各種手当

会社において乗務員に支給される賃金は、基本給のほかに各種の手当があるが、その主な手当は、次のとおりである。

① 乗務手当

- a 一般道路走行の場合 1 km当たり 7 円40銭
(平成4年11月1日に7円から改定)
- b 高速道路走行の場合 1 km当たり 7 円
(平成4年11月1日に5円から改定)

② 貸切手当

乗務員が貸切バスに乗務したとき1日につき1,000円
(100 km未満の場合は、500円)が支給される。

③ 時間外労働手当

乗務員が所定の労働時間を超えて勤務したときに時間外労働時間数に応じて支給されるものであり、路線バス乗務の場合は乗合残業手当、貸切バス乗務の場合は貸切残業手当として支給される。

④ 深夜業手当

乗務員が深夜(22時から翌日5時まで)に勤務したときに深夜労働時間数に応じて支給されるものであり、路線バス乗務の場合は深夜乗務手当、貸切バス乗務の場合は深夜貸切手当として支給される。

⑤ 休日労働手当

乗務員が休日に勤務したときに支給される。

⑥ 待機手当

乗務員が待機を要するダイヤに乗務したときに待機時間1時間につき200円が支給される。

平成4年1月から平成5年11月までの間（平成4年2月は、疎明されていないため除く。）における前記①から⑥まで等の乗務することにより支給される手当（以下「乗務手当等」という。）のX2、X1及びX4に対する支給実績は、次表のとおりである。

（単位：円）

年 月	X 2	X 1	X 4
平成4年1月	67,574	58,394	68,466
3月	61,153	62,946	73,820
4月	64,385	90,877	68,728
5月	103,559	66,462	94,437
6月	86,732	59,011	76,713
7月	52,440	75,186	61,765
8月	48,118	53,667	55,761
9月	71,419	76,174	67,679
10月	56,731	59,890	88,893
11月	85,664	112,679	96,790
12月	64,667	59,744	69,698
平成5年1月	70,335	72,142	171,937
2月	69,833	78,601	236,113
3月	66,716	71,575	168,603
4月	76,902	85,366	89,106
5月	77,033	71,215	135,999
6月	76,225	68,969	95,914
7月	77,116	78,397	97,325
8月	56,877	76,525	119,446
9月	61,381	71,797	193,832
10月	71,651	64,932	102,884
11月	96,836	70,268	130,827

5 X2の貸切バス乗務について

(1) X2は、昭和32年8月17日生まれで、会社設立直後の昭和61年9月18日に乗務員として入社した。X2は、入社当初から路線バスのみならず貸切バスにも乗務しており、平成4年9月まで優先乗務員であった。

X2は、組合の結成当初頃から組合活動に参加し、平成元年に書記長に就いて以来、平成4年9月28日の組合大会で執行部が交代するまでの間、副執行委員長、書記長あるいは会計といった組合役員を歴任し、平成5年7月28日の組合分裂後に、再び新組合の書記長に就いている。

(2) 平成4年9月24日に、いぬお病院の貸切バスが予定されていたが、雨のため中止となり、翌25日に延期となった。X2は、いぬお病院の貸切バスに乗務する予定であったが、予備乗務（会社で待機する勤務）とな

った。

X 2 は、Y 3 部長に対し、貸切バス乗務が中止となった場合も貸切バスに乗務したときに支給される乗務手当等を支給するように要求した。

Y 3 部長は、X 2 に対し、「就業規則に貸切りに乗務しないで支払うという規定はありません。会社も、貸切りがストップになったことで被害を受けている。収入はないんだよ。」と説明したが、X 2 は、「貸切りとして出社したのだから、そういうことでは納得ができない。どうしても手当を支払って欲しい。」旨言った。

- (3) 会社では優先乗務員を順番に貸切バスに乗務させる体制がとられていたため、平成4年9月25日もX 2 がいぬお病院の貸切バスに乗務することになっていた。

X 2 は、同日も雨のため貸切バス乗務が中止となったため、Y 3 部長に対し、「今日も、貸切りが流れた。どうしてくれるか。手当を払え。払わんのなら、もう貸切りには乗らん。」旨言った。Y 3 部長は、X 2 に対し、「まあ、そう言わずに貸切りに乗っちゃれ。そうせんと、貸切りがもうシーズンに入るし、回らんやないか。」と言ったが、X 2 は、Y 3 部長に対し、「いや、乗らん。乗り合いの方が賃金が安定していい。前のY 6 社長の時から、乗らんといいよ。」旨言った。

Y 3 部長は、X 2 に対し、「自分一人では決められないから、配車をしている営業課長にも、ちょっと聞いてみよう。」旨言った。

- (4) 会社は、乗務予定日を入れて3日前に貸切バス乗務者の名前を掲出していた。

平成4年9月26日、同月28日の千代田中学校の貸切バス乗務者の名前が掲出されたが、そこには、X 2 の名前が記載されていた。

同月26日、Y 5 課長は休みだったが、呼び出されて会社に出向いたところ、X 2 から「おれは、貸切りに乗らないと言うとつとに、何で貸切勤務につけてるか。」旨言われた。Y 5 課長は、X 2 に対し、「そんなことは言わんで乗りなさい。」と説得した。

Y 5 課長がX 2 と話している時に、Y 3 部長も外出先から帰って来て、X 2 に対し、「お前、何ば言いよるとか。そう言わんで乗っちゃれ。」と言ったが、X 2 は、Y 3 部長に対し、「もう絶対に乗らん。」旨言った。Y 3 部長が、X 2 に対し、「そういうことであれば、貸切りの専用車から外そう。」と言ったところ、X 2 は、さらに「貸切りには、絶対乗らんかね。」旨言った。

結局、同月28日の千代田中学校の貸切バスには、X 4 がX 2 の代わりに乗務した。

会社は、それ以後、X 2 に対し、貸切バス乗務を指定しなかった。

- (5) 平成4年9月26日から10日程過ぎた後、Y 5 課長は、X 1 に対し、X 2 が貸切バスに乗務するようにという意味で、「X 2 さんと話をせんか。」と言った。

その二、三日後に、X 1 は、Y 5 課長に対し、「X 2 は、乗ってもよいと言っている。」旨の返事をしたが、Y 5 課長は、X 1 に対し、「Y 3 部長に話を持って行きなさい。」と言った。

しかし、X 1 は、すぐにはY 3 部長に話をしなかった。

- (6) 平成4年10月15日、会社は、新たな優先乗務員の名前を発表した（以下このことを「新担当者発表」という。）。この新担当者発表において、X 2 と X 9 が優先乗務員から外れ、X 17 と X 19（以下「X 19」という。）が新たに優先乗務員となった。
- (7) 平成4年10月16日、X 1 は、Y 4 社長に対し、X 2 を貸切バスに乗務させるように要請した。Y 4 社長は、X 1 に対し、「下ろせと言ってまた乗せろと、少しわがままではないか。しかも、貸切シーズン前に下ろせということは、会社に対する嫌がらせじゃないか。Y 3 部長を通してきなさい。Y 3 部長に話をすれば、Y 3 部長から私の方に何らかの話があるはず。その時点で考えましょう。」旨言った。
- (8) 平成4年12月28日、X 2 は、Y 4 社長に話を持ち掛け、本社社屋一階の宿泊室で「貸切シーズン前に下ろせということは、会社に対する嫌がらせだと言ったそうですね。私は、嫌がらせを言った覚えはない。1年前から貸切を下ろして欲しいと言っておった。会社が、ただ下ろさなかっただけです。貸切に行くと、思わぬ金がかかる。貸切は水物だから、キャンセルになったときは予備と、そういうふうな扱いをされたら困る。私たちは、一日一日の積上げで生活していくものだから、路線バスの方が給料は一定で安定するからいい。」旨言った。
- (9) 平成5年2月頃、X 1 は、Y 3 部長に対し、「X 2 を貸切りに乗せてもらえないか。」旨言った。Y 3 部長が、X 1 に対し、「お前が来るんじゃないか、X 2 君がおれのところへ来るべきじゃないか。」と言ったところ、X 1 は、「X 2 は、あげなやつじゃけん、頭を下げんもん。」旨言った。
- (10) 平成5年3月26日、X 2 は、Y 3 部長の後任として同月1日に就任した取締役営業部長Y 7（以下「Y 7 部長」という。）に対し、「貸切乗務員が皆あんたも乗ってくれと言っているので乗務したい。」旨言った。Y 7 部長は、X 2 に対し、「貸切乗務員にも尋ねてみるが、なぜ乗りたくなったのか。」と尋ねたところ、X 2 は、「以前からの問題を解決するために乗る。」旨答えた。

Y 7 部長は、X 2 に対し、「そういう問題を解決するために乗るならば、乗務してもらう必要はない。」と断った。

- (11) 平成5年5月2日、X 2 は、Y 4 社長に対し、「Y 7 部長に話したが、結論が出ない、Y 7 部長は、乗せるかどうか貸切乗務員に聞くと言ったが、貸切乗務員が決定するのか。」旨言った。Y 4 社長が、X 2 に対し、「貸切乗務員の意見は聞くが、最終的な決定は会社が行う。」と答えると、X 2 は、「出るところに出る。」と言った。
- (12) 平成5年5月11日、X 9 執行委員長ら組合三役は、93年春闘要求と共

にX2の不当処分に伴う実損回復要求を盛り込んだ同月10日付け福岡地本名の団体交渉申入書をY4社長のところに持って行ったが、組合内部でその要求内容について意見調整を行うとして、その場で当該団体交渉申入書を取り下げた。

同月28日、93年春闘要求についての団体交渉が行われたが、その際、組合が、会社に対し、X2の件について質問したところ、会社が「これは、本人が乗務を拒否したんだから、業務上の問題と会社は理解している。」と説明した。組合も、「これは、業務上の問題であると理解します。」旨確認した。

6 X1の貸切バス乗務について

- (1) X1は、昭和28年11月24日生まれで、平成2年2月1日に乗務員として入社した。

X1は、二、三週間の新人社員教員を経て、路線バスに乗務した。

X1の勤務態度は、特段、問題はなかった。

- (2) X1は、入社から3か月後に組合に加入し、平成3年10月頃の組合大会で選出されてから翌年9月28日の組合大会で交代するまで、執行委員長を務めた。

その後、平成5年7月28日の組合分裂後に、再び新組合の執行委員長に就いている。

- (3) X1は、平成3年2月28日から同年4月14日まで右顔面神経麻痺のため、病気休暇を取った。この病気休暇の前に、Y5課長は、X1に対し、「大体、年功的に貸切りの順番が来ている。」旨の話をしていた。

- (4) X1は、病気休暇後に職場復帰した時、まだ目が潤んで、顔が少し引きつった状態であり、夜になると視力が低下することもあった。

職場復帰当初、X1は、夜走らなくてよいダイヤや貸切手当が支給される東明館スクールのダイヤに乗務した。

- (5) X1は、平成2年10月12日から貸切バスにも乗務した。

X1は、職場復帰後しばらくは、貸切バスに乗務しなかったが、平成3年6月16日から再び貸切バスに乗務するようになった。

X1の貸切バスの乗務状況については、次表のとおりである。

年月日	団体名	行き先	乗務キロ数
H2. 10. 12	データ通信研究会	～博多駅送り	
H3. 2. 3	久留米ゆう苑会	～大川～	121.1キロ
H3. 2. 11	十人会	～高塚～	198.8キロ
H3. 2. 17	JALラビック	～下関～	249.7キロ
(H3. 2. 28～H3. 4. 14病欠)			
H3. 6. 16	夜須中	～筑紫送り	68.6キロ
H3. 7. 21	福岡SC	船小屋～福岡送り	101.4キロ
H3. 7. 24	旭少年野球	～夜須送り	75.7キロ

H3. 8. 9	鳥栖基山教育振興会	～唐津～	208.4キロ
H9. 9.14	寿 堀内家	～福岡～	98.0キロ
H3.11. 3	三養基高校	～川副～	70.9キロ
H3.11. 4	東洋製罐	福岡～基山送り	76.1キロ
H3.11.10	寿 永溝家	～大牟田～	145.1キロ
H3.11.17	小郡市体育委	～鳥栖(ピストン)～	110.5キロ
H4. 8.23	西部公民館	～嬉野～	178.0キロ

なお、X 1 の平成 4 年 8 月 23 日の貸切バス乗務は、X 4 が注文を取って来たものであり、注文主から X 4、X 2 及び X 1 の 3 名が乗務員として指名されたことから乗務したものであった。

同日の貸切バス乗務を最後に、会社は、X 1 に対し、貸切バス乗務を指定しなかった。

- (6) X 1 は、会社が平成 3 年 7 月 16 日及び 17 日に実施した乗務員全員を対象とする貸切研修（行き先は、山口県の湯田）に参加した。
- (7) 平成 4 年 10 月 16 日、X 1 が、Y 4 社長に対し、X 2 を貸切バスに乗務させるように要請した時、X 1 は、Y 4 社長から「X 2 君より、あなたは、なぜ貸切りに乗らないんですか。」と聞かれ、「私は、仕事を選ばない。だから、会社が配車しなければ、乗れないでしょうが。」旨の答をした。

第 2 判 断

1 支配介入に係る申立てについて

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

会社は、X 1 執行部の引き下ろし及び組合の福岡地本からの脱退を目的として、一貫した不当労働行為意思の下に、様々な支配介入行為を行ってきた。それは、具体的には、以下のとおりである。

- ① Y 1 社長は、入社面接時の X 5 に対し、「組合活動をしよったら、西鉄に行けんですよ。」と発言した。
- ② 新しい組合事務所の使用に際し、会社は、組合に対し、組合事務所に鍵を掛けるな、組合看板を表に出すなと組合事務所の使用に不当な制限を加えた。
- ③ Y 3 部長は、平成 3 年 10 月頃 X 7 に対し、「新入社員が十何名いるだろう。リーダーは誰か。お前がリーダーになって、X 1 執行部を引き下ろせ。十数名が騒げば、組合はつぶれる。代わりに委員長は、X 9 がいい。」と発言した。
- ④ 会社は、従来、希望者には定年延長を認めていたにもかかわらず、組合の執行委員である X 6 に対し、定年退職予告を行い、組合が撤回を求めても定年延長を認めなかった。
- ⑤ 会社では、従前から大体入社歴の古い乗務員が新入社員の教育を

担当していた。会社は、組合が福岡地本に加盟して以降、新入社員への福岡地本の影響を遮断するため、X2とX1を新入社員教育から外した。

- ⑥ Y4社長は、平成4年1月に行われた業務常会後の親睦会において、「組合活動を行う者は、西鉄に行けない。」等と発言した。
- ⑦ Y2課長代理は、同年3月頃にX5に対し、「運輸一般は共産党系だから、言うことを聞きよったら会社がつぶれる。会社がつぶれたら、回覧板を回して再就職ができないようにする。」と発言した。
- ⑧ Y2課長代理は、同年6月10日、食事を済ませ宿泊するため会社に戻って来たX1ら3名から、理由もなく始末書を取り、嫌がらせを行った。
- ⑨ Y2課長代理は、組合に対し、同年7月20日付けで加入申込みを行った。

Y3部長は、X1執行委員長に対し、組合の役員改選が予定されていた同年8月の組合大会が開催される前に、「Y2は、定年で嘱託社員へ雇用契約を変更し、課長から係長へ降格した。運輸一般の組合員でなく鳥栖交通労働組合員として加入させ、大会に参加させよ。」と発言した。

- ⑩ 同年8月の組合大会前に、組合員であるX9らが、西鉄バス労働組合の幹部と基山町にあるアクアフォーレで会合を開き、組合の福岡地本からの脱退や役員人事について話し合ったが、これには、会社が関与していた。
- ⑪ 会社は、同年8月に組合員の親族に対し、関連会社の役員であるY8（以下「Y8」という。）を通じて、「組合活動を行うと、西鉄に行けない。」と工作した。
- ⑫ Y3部長とY2課長代理は、平成3年12月から平成4年8月の組合大会にかけて、組合員に対し、「組合活動を行うと、西鉄に行けない。」「運輸一般は、共産党系であり強すぎる。」「運輸一般の活動を行えば、会社がつぶれる。」等の発言をした。
- ⑬ 同月26日の組合大会の開催に際し、X1執行委員長とX2書記長が、会社に対し、組合大会の参加者を届け出たところ、Y3部長は、「佐賀県労連の参加は、認めない。」と発言した。

また、組合大会当日、Y3部長は、従来、張り紙をはったことがなかったにもかかわらず、乗務員控室に「部外者立入り禁止」の張り紙をはり、佐賀県労連事務局長の組合大会参加を妨害し、組合大会に介入しようとした。

さらに、組合大会の際、Y4社長とY3部長は、会社に残り、乗務員が業務終了後帰社する度にバスに乗り込み、組合執行部をX9体制に代えるよう働き掛けをした。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

①について

Y 3 部長は、「X 5 の入社面接に同席していたと思うが、Y 1 社長の発言は記憶にない。」と証言している。

②について

移転後の組合事務所は、会社が使用することで西鉄から使用の了解を取っている関係上、組合看板を掲げることや保安面から施錠を認めることができなかつたのである。さらに、組合事務所の使用制限については、会社と組合との間で合意が成立している。

③について

平成 3 年 10 月 31 日までは X 9 が執行委員長であつて、この時点で、X 1 は執行委員長ではない。したがつて、Y 3 部長が、X 7 に対し、申立人の主張するような発言を行つた事実はない。

④について

当時、会社は、高田線・綾部線の管理委託路線の受託ができなかつたことから 8 名の余剰人員を抱えており、これ以上余乗人員を抱えることができなかつたため、X 6 の定年延長を認めなかつたのである。

⑤について

Y 3 部長は、「誰をつけるかについて、業務をきちつとする者や親切に教える者の中から、公休日などの勤務関係を考慮して選ぶように指示はしているが、平成 3 年、平成 4 年に誰が担当者であつたか記憶していない。」と証言している。

⑥について

Y 4 社長が、申立人の主張するような発言を行つた事実はない。

⑦について

Y 2 は、平成 4 年 3 月頃、「会社が危険な状態になると、あなた方も勤め先を探さなければならないようになる。」旨の発言をした。

Y 2 は、課長とか課長代理とか呼ばれることはあつても、職制上は係長である。

また、この Y 2 の発言については、同年 4 月の団体交渉で採り上げられたが、同年 5 月、X 1 執行委員長から会社に取り下げる旨の連絡が入つており、解決済みである。

⑧について

X 1 ら 3 名は、食事に出て行く際に、通常鍵が掛かっている裏口の鍵をあらかじめ開けて出て行つたのであり、防犯上問題のある行為をしたことから、Y 2 が始末書の提出を求めたものである。

⑨について

Y 3 部長が、Y 2 の組合加入申込みに関与した事実はない。Y 2 は、嘱託の係長であり、同じ嘱託である山下から組合加入資格があると聞いたため、加入申込みを行つたもので、他意はない。

⑩について

組合内部のことであり、会社は、何ら関与していない。

⑪について

会社が関連会社の役員に組合員の親族に対する仕事を依頼した事実はない。

⑫について

申立人が主張するような事実はない。

⑬について

会社が、組合大会の開催を妨害しようとした事実はない。佐賀県労連の者も参加したと聞いている。

張り紙をはった本社社屋一階の乗務員控室と二階の組合大会の開催場所である会議室とは異なる場所である。会議室に行くには、乗務員控室の横を通らなければならず、営業時間中に部外者が乗務員控室に入って乗務員の休憩の邪魔にならないようはったのであって、組合大会の開催を妨害するような張り紙ではない。

Y 4 社長やY 3 部長が、帰社する乗務員に対し、働き掛けをした事実はない。

(2) 当委員会の判断

①について

Y 1 社長の X 5 に対する発言については、第 1 の 3 (1) で認定したとおりである。

Y 1 社長の発言には、労働者の組合活動を抑圧しようとする意図が窺われるが、X 1 が組合の執行委員長に就く以前の発言であり、X 1 執行部に向けてなされたものではない。

②について

会社と組合との間で組合事務所の使用に関する確認書が締結された経緯については、第 1 の 3 (7) で認定したとおりである。

本社社屋は西鉄の所有であり、会社は、本社社屋二階の旧理髪室について西鉄との間で賃貸借契約を締結しておらず、会社が使用することで西鉄から使用の承諾を得ていたため、そこに組合看板を掲げたり鍵を掛けたりして組合事務所に占有されたら困る、という会社側の事情は理解できる。また、平成 4 年 1 月 17 日に会社と組合及び福岡地本との間で締結された確認書において、ことさら「会社も使用する。」という文言が入れられていることから、会社は、組合に対し、組合事務所の使用を制限する事情について説明を行っていたものと判断される。

本来、会社は、組合に対し当然に組合事務所を貸与すべき義務を負うものではなく、組合事務所の貸与は、会社と組合との間における団体交渉等による合意に基づいて行われるべきものであるところ、本件の場合、会社には、組合事務所の使用を制限する一定の事情が認めら

れ、しかも、会社と組合との間で合意が成立しているのであるから、当委員会がその当否を論じる必要はない。

③について

被申立人は、平成3年10月31日まではX9が執行委員長であるから、Y3部長が、X7に対し、申立人の主張するような話をするのではないと主張する。

確かに、同日までは、そのような事実はないと考えられるが、しかし、X7やX1の証言は具体的であり、X7の「Y3部長からの話をX1委員長に相談したのは、その日の夕方か次の日の朝だったと思う。」旨の証言やX1の「Y3部長がX7に投票工作をしたという話を聞いたのは、ちょうど添田交通と連合組合を結ぶ日で、会社が管理委託に当たっての職場集会を開いた日の朝だった。」という証言、そして、組合が添田交通と連合組合を結成したのは、同年11月11日であることから、第1の3(4)で認定したとおり、同月10日頃にY3部長のX7に対する発言があったものと認められる。

Y3部長のこの言動は、明らかにX1執行委員長に向けられたものであり、第1の2(6)で認定した事実から、管理委託路線の受託に同意しようとしめないX1執行委員長を引き下ろすことを目的とした組合に対する介入行為であると判断される。

④について

X6の定年退職の経緯については、第1の3(2)で認定したとおりである。

定年を延長して雇用を続けるかどうかは、本来、会社の経営権の範疇に属することであり、申立人は、会社において外に定年延長が認められた者がいることについて疎明していない。

また、会社が、高田線・綾部線を受託できなかったため、かなりの余剰人員が発生していたので、X6の定年延長を認めなかったという被申立人の主張は理解できるものである。

したがって、X6の定年延長を認めなかったことは、会社の不当労働行為意思が発現したものとは認められない。

⑤について

申立人は、X2とX1が新入社員教育から外された事実について具体的に疎明していないため、事実として認定できない。

⑥について

Y4社長の就任後、業務常会が開催され、その終了後に親睦会が行われたことについては、第1の3(8)で認定したとおりである。

しかし、申立人は、この親睦会において、Y4社長が「組合活動を行うと、西鉄に行けない。」と発言したことについて、何ら疎明していないため、事実として認定できない。

⑦について

Y 2 の X 5 に対する発言については、第 1 の 3 (10) アで認定したとおりである。

Y 2 は、もともと定年を越えた後に嘱託の乗務員として入社しており、平成 3 年 11 月 1 日から営業係長に就いているが、この職制は、Y 2 在任中だけ存在する職制である。この職制は、Y 5 課長が病気で休まざるを得なかったことから、会社の上司の指示を受けて運行管理等を行わせるために設けられたものと考えられる。

このような経緯から考えると、営業係長の権限については、乗務員の人事に関する専属的な権限を与えられていたものとは考えられず、したがって、嘱託の営業係長である Y 2 は、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する利益代表者ではないと判断する。

また、Y 4 社長が、平成 4 年 4 月の団体交渉後の幹部会において、会社の幹部及び Y 2 に対し、組合に対する発言を慎むよう訓示を行っていることから、Y 2 の X 5 に対する発言は、会社の意を受けてなされたものとも判断できない。

⑧について

X 1 ら 3 名の始末書提出の経緯については、第 1 の 3 (10) イで認定したとおりである。

X 1 は、裏口から本社社屋に入ったことについて、「(会社に戻った時、Y 2 は) 事務所で多分事務をされていました。通常出入りする所は閉まっていたから、どっか入口はあるだろうと思って探したら、裏口が開いていた。」と証言し、また、Y 2 に対し、玄関を開けてくれるように頼まなかったことについて、「それは、開けんでしょ。もう嫌がらせと完全に分かったからですね。」と証言している。しかし、なぜ Y 2 が嫌がらせのため鍵を閉めたと分かったかについて、X 1 は、何ら明らかにするような証言を行っておらず、また、通常の鍵の掛かっている裏口がたまたま探していたら開いていたとするのは不自然である。

したがって、被申立人の主張するように、X 1 ら 3 名は、あらかじめ裏口の鍵をかけてから、食事に出て行ったものと認められる。

よって、Y 2 は、X 1 ら 3 名が本社社屋に戻った時に運賃精算という会社にとって重要な事務を行っていたのであり、Y 2 が、X 1 ら 3 名が防犯上問題のある行為を行ったとして、自分に処分権限があるか考えずに、X 1 ら 3 名に対し、始末書提出を求めたとしても理解できるものであり、X 1 ら 3 名の組合活動を嫌悪して行った嫌がらせとは言えない。

⑨について

Y 2 が組合加入申込みをしたことは、第 1 の 3 (10) ウで認定したとおりであるが、申立人は、Y 3 部長の関与について、何ら疎明していないため、事実として認定できない。

また、前記⑦で判断したとおり、Y 2 は、会社の利益代表者とは言えない。

第 1 の 3 (9) で認定したとおり、Y 2 は、営業係長になったのを契機に組合を脱退しているが、組合は、Y 2 の加入申込みに対し、加入の可否について検討を行っていることから、明らかに Y 2 に組合加入資格がなかったとは言えない。

そのような Y 2 が、組合に対し、加入申込みを行ったとしても、Y 3 部長の関与が認められない以上、不当労働行為とは言えない。

⑩について

第 1 の 3 (11) で認定したとおり、X 4 と X 5 は、基山町にあるアクアフォーレで組合の役員人事について話合いがあったということを聞いたと証言しているが、申立人は、この話合いに会社が関与していたことについて、何ら疎明していないため、事実として認定できない。

⑪について

申立人は、Y 8 の発言の事実及びそのことに関して、会社が関与していたことについて具体的に疎明していないため、事実として認定できない。

⑫について

申立人が主張するような Y 3 部長や Y 2 の発言については、第 1 の 3 (4) で認定した平成 3 年 11 月 10 日頃の Y 3 部長の X 7 に対する発言及び第 1 の 3 (10) アで認定した平成 4 年 3 月頃の Y 2 の X 5 に対する発言が事実として認められるが、これら以外には、具体的な日時、発言の関係当事者及び内容について疎明がなく、事実として認定できない。

⑬について

申立人は、X 1 執行委員長と X 2 書記長が会社に組合大会の参加者を届け出た際に、Y 3 部長が「佐賀県労連の参加は認めない。」と発言したと主張しているが、これについては、何ら疎明していないため、事実として認定できない。

組合大会当日の張り紙については、第 1 の 3 (13) で認定したとおりである。

Y 3 部長が張り紙をはった場所は、組合大会の会場とは異なる場所であって、部外者が張り紙を見たとしても、乗務員控室に入っただけとはいえないとしか受け取らないと判断される。

また、過去においても、会議室で組合大会が開かれることはあったが、部外者は参加しておらず、同年 8 月 26 日の組合大会では、組合が会議室使用許可願を会社に提出した際に、部外者が参加するということを知っていたので、乗務員が休憩している乗務員控室へ部外者に入ってもらいたくないため張り紙をはったという被申立人の主張には相当の理由がある。

さらに、組合大会に参加を予定していた佐賀県労連事務局長及び X 6

は、何の支障もなく組合大会に参加していることから、張り紙をはった会社の行為は、不当労働行為とは言えない。

申立人は、Y4社長とY3部長が組合大会の際に会社に残り、乗務員が帰社する度にバスに乗り込み、組合執行部をX9体制に代えるよう働き掛けをしたと主張するが、第1の3(13)で認定したとおり、Y4社長は、組合大会の開催時刻前の午後6時頃に退社しており、また、Y3部長の行動については、申立人は、何ら疎明していないため、事実として認定できない。

(結論)

以上のとおりであり、申立人が不当労働行為と主張する前記①から、⑬までの中で不当労働行為と考えられるのは③の事実のみであり、これ以外は、事実が疎明されていないか不当労働行為とは認められないものである。

また、③の事実は、申立時既に1年以上経過しており、この事実をもって、会社がX1執行部の引き下ろし及び組合の福岡地本からの脱退を意図して、様々な不当労働行為を行ってきたとする申立人の主張は採用できない。

2 X2を貸切バス乗務から除外したことについて

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

X2は、会社において、最も勤務年数の長い優先乗務員として勤務していた。

X2は、平成4年9月末に貸切バス乗務が二日続けて雨のため延期となり、乗務手当等が支給されなくなったことから、乗務手当等を支払うよう会社に対し要求したが、会社が応じなかったため、抗義の意味で「この問題が解決しない限り、貸切バスには乗務しない。」と発言した。

その翌日には、X2がこの発言を撤回したにもかかわらず、会社は、この発言を口実にしてX2を貸切バス乗務から除外した。

その後、会社に対し、X2本人からの乗務要求や福岡地本からの団体交渉申入れを行ったにもかかわらず、会社は、X2を貸切バス乗務につけようとししない。

会社のX2を貸切バス乗務から除外した行為は、組合活動家としてのX2を嫌悪してなされたものであり、X2に対し、収入の面及び社会的評価の面で不利益を与える不当労働行為である。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

X2が平成4年9月下旬まで貸切バスに乗務していたことは認めるが、X2が貸切バス乗務から外れたのは、同月24日と25日に二日連続していぬお病院の貸切バスが雨のためキャンセルになった後、X2が異常な言い方で「貸切バスには、乗務しない。」と発言し、また、翌

26日には、28日の貸切バス乗務の指定に対し、「乗らんとするのになぜ貸切勤務につけているのか。」と食ってかかり、業務拒否を行ったからである。

このような業務拒否を行ったX2を貸切バス乗務につけるかどうかは、本人が反省をし、謝罪を行って、今後は会社の指示に従って乗務するという意思表示をした後、会社として考えるべき問題であり、会社がX2を貸切バス乗務から外していることは、X2の組合活動とは関係がなく、不当労働行為ではない。

(2) 当委員会の判断

ア 申立人は、X2が「貸切バスには、乗務しない。」旨発言した翌日にはこの発言を撤回したと主張し、X2は、「9月26日か27日に、従来どおり貸切りに乗務しますから、よろしくお願ひしますということをおY5課長に自ら伝えた。」と証言しているが、X2の記憶はあいまいであり、X2自ら撤回していたならば、第1の5(5)で認定したとおり、Y5課長がX1に「X2さんと話をせんか。」と依頼する必要はないのであるから、事実として認定できない。平成4年9月26日には、X2が発言を撤回したのではなく、第1の5(4)で認定したとおり、X2が指定された同月28日の貸切バス乗務を拒否した事実が認められる。

第1の5(2)及び(3)で認定したとおり、X2は、Y3部長に対し、同月24日には貸切中止時に乗務手当等を支給するよう要求を行い、同月25日には貸切中止時に乗務手当等が支払われないのなら貸切バスに乗務しないと発言した事実が認められるが、同月26日、会社は、X2に対し、貸切バス乗務を指定しているのであるから、会社がX2を貸切バス乗務に指定しなくなった直接の契機は、X2が貸切中止時に乗務手当等が支払われない限り貸切バスに乗務しないと発言したことではなく、同日、指定された同月28日の貸切バス乗務を拒否したことにあると言ふべきである。

イ 貸切バス乗務が二日続けて中止になったため予備乗務（会社で待機する勤務）となったX2が、会社に対し、乗務手当等が支給されなくなったことに不満を感じ、乗務手当等の支給を要求したことは、X2本人の責めに帰すべきところは何もないため、理解できないことはない。

しかし、組合の書記長という立場にあったX2は、会社に対する乗務手当等の支給要求について、組合活動を通じて行うべきであったにもかかわらず、そのような対応をとらないまま、同月26日に貸切バス乗務の指定に対して乗務拒否を行ったことは、正当化されるものではない。

ウ X2が同日に指定された貸切バス乗務を拒否したことはX2に非があること、X2に非があるにもかかわらず会社はX2に対し貸切バスに乗務するように慰留したこと及び会社の慰留にもかかわらずX2は

貸切バスには絶対乗務しないと言い張ったことから、会社は、X 2 の意思に基づき、やむを得ず X 2 を貸切バス乗務から除外したと判断せざるを得ず、不当労働行為とは言えない。

エ 申立人は、最後陳述において、仮にいぬお病院のキャンセルの件により会社が X 2 を貸切バス乗務から除外するのに合理性があったとしても、X 2 が X 1 を介して乗務拒否の態度を撤回した同年10月8日か9日頃以降は、X 2 を優先乗務員とすることに何の支障もなかったにもかかわらず、同月15日に新担当者発表を行い、正式に X 2 を貸切バス乗務から除外したと主張する。

第1の5(5)で認定したとおり、新担当者発表の日前に、X 2 の意向は、X 1 を通じて Y 5 課長に伝えられており、その後、会社には、X 2 本人の意思を再度確認する機会があったと考えられる。

しかし、X 2 が乗務拒否の態度を撤回したとはいえ、X 2 本人ではなく、X 1 を介しての間接的なものであり、また、X 1 が Y 5 課長に伝えた X 2 の意向は、貸切バスに乗務してもよいという程度のものであった。

加えて、X 1 は、Y 5 課長から Y 3 部長のところへ行くように言われたにもかかわらず、行っていない。

このような X 2 らの会社に対する対応は、同年9月25日及び26日の X 2 の言動と比べれば、不十分かつ不適切な対応である。

X 2 が貸切バス乗務から外れたのは、X 2 本人が貸切バスには絶対乗務しないと言い張った結果と考えられるところ、X 2 は、Y 5 課長が X 1 を通じて X 2 に対し貸切バスに乗務するよう促したにもかかわらず、この程度の対応しかとらなかった。

したがって、会社が、反省の姿勢も見えない X 2 に対し、X 2 本人の意思を改めて確認せず、X 2 を貸切バス乗務から除外したとしても、それは、不当労働行為意思に基づくものとは判断できない。

オ さらに、申立人は、会社に対し、X 2 本人の乗務要求や福岡地本からの団体交渉申入れを行ったにもかかわらず、会社が X 2 を貸切バスに乗務させないのは不当労働行為であると主張しているので、以下判断する。

① 第1の5(7)で認定したとおり、X 1 は、新担当者発表の翌日、Y 4 社長に対し、X 2 を貸切バスに乗務させるように要請しているが、Y 4 社長から Y 3 部長を通すように言われたにもかかわらず、すぐには Y 3 部長のところに行っていない。

その後、第1の5(9)で認定したとおり、平成5年2月頃、X 1 が、Y 3 部長に対し、X 2 を貸切バスに乗務させるように要請したことは認められるが、その際、Y 3 部長から X 2 本人が来るべきだと言われたにもかかわらず、X 2 は、Y 3 部長のところに行っていない。

また、X 2 は、第1の5(10)で認定したとおり、同年3月26日、Y 7

部長に対し、貸切バスに乗務したいという意向を示しているが、その時のX2の発言の内容からは、自分の過去の言動に対する反省・謝罪の意思や本人自らの乗務したいという意思を的確に会社に伝えたものとは判断できない。

X2の貸切バス乗務に関する福岡地本の団体交渉申入れについては、第1の5(12)で認定したとおりである。同年5月28日の93年春闘要求についての団体交渉の際に、X2の件についての交渉は行われず、むしろ、X2の件は、会社と組合との間で業務上の問題として団体交渉では採り上げないことで意見の一致をみている。

- ② 申立人は平成4年12月28日のY4社長に対するX2の「乗り合いに乗務すると、給料が安定してよい。貸切りに行くと思わぬ金がかかる。今のままがよい。」旨の発言は、会社が貸切バス乗務外しの姿勢を崩さなかったことに対し、X2特有の言い方で不快の念を表明したものであり、X2の本意は、貸切バスに乗務したかったのであると主張する。

X2の同日の発言については、第1の5(8)で認定したとおりである。この認定した事実から、X2は、第1の5(7)で認定した同年10月16日のY4社長の発言に対して、貸切バスに乗務しないと発言したことは会社に対する嫌がらせではないということを釈明していることが認められ、したがって、X2の同年12月28日の発言は、X2の貸切バスに乗務したくない気持ちを説明するためになされたものと判断される。

第1の4(4)の表から、同年12月までは、X1及び同年9月まで優先乗務員であったX2と優先乗務員であるX4とは、乗務手当等の支給実績においてほとんど差がなかったことが認められ、平成5年1月からは、X4の乗務手当等が著しく増加していることが認められる。

同年3月26日、X2本人が、Y7部長に対し、貸切バスに乗務したいという意向を示しているが、このことは、X2が、平成4年12月からスキーバスの連行が開始され、優先乗務員の貸切バスの乗務機会が増えたことに伴い乗務手当等が著しく増加したのを見て、今度は経済的理由により貸切バスに乗務したくなったものと推認される場所である。

- ③ 同年10月15日の新担当者発表の際の優先乗務員は、X4、X14、X16、X17及びX19の5名であり、その後、本件申立調査時（以下「調査時」という。）まで変更はあっていない。

また、申立人は、その後において優先乗務員の変更があったかどうかについて、疎明していない。

これらのことから、X2は、同年12月28日の発言を行うまでは貸切バスに乗務したいとは考えていなかったのであり、その後、優先

乗務員の乗務手当等が著しく増加したのを見て、貸切バスに乗務したくなかったとしても、そのことを会社に伝えるためにとられた対応が十分かつ適切とは言えないため、X2の真意が会社に伝わっていたとは考え難く、また、同年10月15日の新担当者発表以降に優先乗務員の新たな選考を会社が行った事実も明らかではないことから、会社がX2を優先乗務員にしないままにしていることをもって、不当労働行為と判断することはできない。

(結論)

以上により、会社がX2を貸切バス乗務から外したことについての申立人の主張は採用できない。

3 X1を貸切バス乗務から除外したことについて

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

会社には、年功順に貸切バス乗務員を選考するという慣例があった。

会社は、X1を貸切バス乗務員とするのに特別不適格の理由がないにもかかわらず、貸切バス乗務員であったX1を平成4年8月23日に乗務させた後、貸切バス乗務から除外している。

また、会社は、同年10月15日に新担当者発表をした際に、慣例を破ってX1より入社が遅れるX17やX19を優先乗務員としている。

このような会社の行為は、組合活動家としてのX1を嫌悪してなされたものであり、X1に対し、収入の面及び社会的評価の面で不利益を与える不当労働行為である。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

会社がX1を貸切バス乗務から除外したわけではなく、X1が病気のため積極的に乗務しようとしなかったのである。

すなわち、X1は、病気休暇後に職場復帰した当時、Y5課長に対し、夜になると視力が低下するので貸切バス乗務を遠慮したいとの申出を行い、その後、会社に対し、X1本人から貸切バスに乗務したいとの申出を行っていない。

また、平成4年10月16日にY4社長がX2の件についてX1と話した際も、X1は、「おれは、どうでもいい。」と答えている。

路線バス乗務と貸切バス乗務とは収入上の差があるとする申立人の主張は、ことさら乗務手当と貸切手当のみを比較するものであって、単純に両者の支給額を比較することはできない。

さらに、申立人は、X1が貸切バス乗務員として社会的な地位を有していたと主張するが、何を指して言っているのか理解できない。

貸切バス乗務員の選考は、会社の業務上の問題であり、慣例(原則)はない。貸切バス乗務員については、在籍者の中から年齢・経験(勤続1年以上)・無事故・接遇良好・貸切りに対する情熱等を基準に選考しており、また、乗務に当たっては、営業課長が本人の意向を打診

している。

以上のように、会社がX 1を差別的に取り扱った事実は全くない。

(2) 当委員会の判断

ア X 1の貸切バスの乗務状況については、第1の6(5)で認定したとおり、病気休暇の前に4回の乗務実績があり、職場復帰後の平成3年6月16日に再び貸切バスに乗務するようになってから同年11月17日まで、時折貸切バスに乗務している。その後、貸切バス乗務がとぎれて、平成4年8月23日に一時貸切バスに乗務した以外は、全く貸切バスの乗務実績がない。

これらのことに加え、同日の貸切バス乗務が貸切バスの注文主がX 1らを指名したことにより乗務した特殊なケースであったことを考えると、X 1が貸切バス乗務から外れたのは、平成3年11月17日の乗務より後であると考えられる。

イ 第1の4(1)で認定したとおり、申立時、会社には、貸切バス乗務員として優先乗務員と予備乗務員が設けられており、これらの者が主に貸切バスに乗務していた。しかし、申立人は、この制度がいつから存在するようになったかについては疎明しておらず、優先乗務員については「平成元年ぐらいから古い順に特定するようになった。」とするX 2の証言があるものの、予備乗務員については明らかではない。

したがって、X 1が貸切バスに乗務していた平成3年6月から11月頃において、予備乗務員が特定されていたかどうかは不明である。

X 1が予備乗務員であったかどうかについて、Y 5課長はX 1は予備乗務員になったことがないと証言し、Y 3部長は「私が赴任した平成3年7月頃までは乗務員が十四、五名の状況で、当然、無理をお願いすることもあった。」と、X 1が予備乗務員ではなかったという趣旨の証言を行っているが、一方で、被申立人から提出された書証である別紙2では、同年のX 1は予備乗務員とされている。

これに対し、X 1本人は、「よく分かりませんが、正規の担当ではなかったから、予備乗務(員)と理解してよいと思う。」と証言している。

さらに、X 1が貸切バスに乗務しなくなった理由について、Y 5課長は、「もう専用の運転手と予備の運転手で回ったからだと思う。」と証言している。

これらのことに加え、第1の2(6)及び(7)で認定した事実を総合して考察すれば、同年7月頃までは乗務員が全体で十四、五名の状況で、優先乗務員を除くと、残りの乗務員が少なかったことから、会社は、予備乗務員あるいは一般乗務員という明確な区分を設けず、貸切バスに乗務させていたが、その後、同年8月16日に11名程度採用し、さらに、二、三名を採用した後、同年11月18日に8名程度採用したところ、高田線・綾部線を受託できなかつたため、乗務体制に余裕が生まれ、

これ以降、会社は、予備乗務員と一般乗務員を区別して扱うようになったものと推認される。

したがって、X 1 が同日以降貸切バスに乗務しなくなったのは、会社が X 1 を予備乗務員として扱わなくなったからであると判断される。

ウ X 1 を予備乗務員として扱わなくなった理由について、被申立人は、X 1 本人が病気のため積極的に貸切バスに乗務しようとしなかったのであり、職場復帰した当時、貸切バス乗務を遠慮したいとの申出を行い、その後、貸切バスに乗務したいとの申出を行わなかったためと主張する。

X 1 の方から貸切バス乗務を遠慮したいと申出を行ったことについて、Y 5 課長は、「4 月半ばですか、出勤して来てから、こういうふうで体がまだ十分じゃないから、貸切りは当分乗れないということをお話されました。」と証言を行っているが、これは、前記アで判断した X 1 が貸切バス乗務から外れた時期より半年以上前のことであり、その後、会社は、X 1 を同年 6 月から 11 月にかけて貸切バスに乗務させている。

また、この間、第 1 の 6 (6) で認定したとおり、会社は、X 1 を同年 7 月 16 日及び 17 日に貸切研修にも参加させている。

X 1 の貸切バス乗務員としての適格性については、Y 5 課長、Y 3 部長及び Y 4 社長がそれぞれ、「結局、貸切りに乗りたいということをお告げてくれれば。」、「別に貸切りから除外しなければいけない理由は何もない。」、「常日頃、なぜ X 1 君は貸切りに乗らないのだろうか」と疑問を持っていた。」と証言を行っていることから、特段、問題がなかったものと認められる。

さらに、第 1 の 6 (3) で認定したとおり、Y 5 課長は、病気休暇の前に X 1 に対し、「大体、年功的に貸切りの順番が来ている。」旨の話をしており、被申立人は、貸切りバス乗務員の選考に当たっては本人の意向を打診していると主張しているにもかかわらず、X 1 に対して意向を確認した事実も認められない。

以上のことから、X 1 から積極的に貸切バスに乗務したいという申出を行わなかったことをもって、予備乗務員とすることができなかったとする被申立人の主張には合理性がない。

エ 第 1 の 2 (5) で認定したとおり、平成 3 年 10 月頃、X 1 は、組合大会で執行委員長に選出され、同年 11 月 1 日から X 1 執行部としての活動を開始している。この時期の状況を見ると、第 1 の 2 (6) 及び (7) で認定したとおり、会社は、高田線・綾部線の管理委託路線の受託を前提に 8 名程度の乗務員の新規採用を予定していたところ、組合の同意が得られず受託を断念したため、結果として余剰人員を抱えることになった。

また、第 1 の 3 (4) で認定したとおり、同月 10 日頃、Y 3 部長が、X 7

に対し、X 1 を下ろすように工作した事実が認められ、さらに、第 1 の 3 (6) で認定したとおり、同年 12 月 24 日頃に X 1 から組合役員と X 8 日本書記長が九州運輸局を訪れ、会社の労務上の問題について、西鉄を指導するように申入れを行っている。

これらの事実から、会社が X 1 の執行委員長としての組合活動を嫌悪していたことが推認される。

オ 以上により、会社が X 1 を予備乗務員として扱わず、貸切バスに乗務させなくなったのは、X 1 の執行委員長としての組合活動を嫌悪して行った不当差別であると判断される。

カ 貸切バス乗務員の選考については、次のことが認められる。

① 調査時に、Y 4 社長が、貸切バス乗務員は大体年功の古い者から選考していると陳述している。

② 第 1 の 4 (2) で認定した過去の貸切バス乗務員の選考状況を見ると、大体、年功の古い者から貸切バス乗務員となっている。

これらのことから、会社は、申立人の主張するように、年功順に貸切バス乗務員を選考していたものと推認される。

したがって、別紙 2 から、平成 4 年 1 月以降本件申立てまでの間に、X 1 より年功の劣る X 12、X 18 (以下「X 18」という。)、X 21、X 22、X 23、X 20、X 24、X 25 等が、新たに予備乗務員として貸切バスに乗務していることが認められるが、これに対し、会社が X 1 を予備乗務員としないばかりか、本人の意向すら確認していないのは、前記オで判断した会社の X 1 に対する不当差別の意思が一貫しているからであると判断される。

キ また、申立人は、会社が、新担当者発表の際に、慣例を破って X 1 より入社が遅れる X 17 や X 19 を優先乗務員としたことも、不当差別であると主張する。

第 1 の 4 (2) の表から、優先乗務員の選考においては、X 12 や X 18 のように特に若い場合には、選考されないことが認められる。

しかし、X 1 は、新担当者発表時に 38 歳であり、特に若いということとはなかった。

また、前記ウで判断したとおり、X 1 には、貸切バス乗務員として不適格とする理由もなかったのであるから、会社は、X 17 や X 19 を新たに優先乗務員として選考した新担当者発表において、X 17 や X 19 より年功の古い X 1 を当然優先乗務員として選考すべきであり、また、本人の意向を確認すべきであったと判断される。

ク 被申立人は、X 1 本人が貸切バスに乗務したいと積極的に申出を行わなかったため、X 1 を優先乗務員とすることができなかったと主張するが、この主張に合理性がないのは、前記ウで判断したとおりである。

また、X 1 の意向を確認しなかったことについて、Y 3 部長は、「乗

りたい人がたくさんおっても配置できない。だから、常日頃運行管理者のところへ来て、貸切りに乗りたいとか、乗せてくれと話をしている人が優先で入っている。」と証言を行っているが、この証言は、会社と対立する組合員が管理職である運行管理者のところに気軽に話に行くことは考え難く、したがって、会社と対立する組合員の排除につながるおそれのあるものであり、このような理由により会社がX1の意向を確認しなかったとすれば、合理性を欠くものと言わざるを得ない。

ケ さらに、被申立人は、平成4年10月16日にY4社長がX1に対しなぜ貸切に乗務しないのかと尋ねた時に、X1は、「会社が乗れと言えば乗る。どうでもいい。」と答えたと主張する。

これに対し、X1は、第1の6(7)で認定したとおり、「私は、仕事を選ばない。だから、会社が配車しなければ、乗れないでしょうが。」と答えたと証言している。

この時の会話は、新担当者発表の翌日に交わされたものであり、X1は、会社が他の者を優先乗務員として選考してしまったから、今は貸切バスに乗務できないという意味で発言したものと考えられ、したがって、X1は、会社から貸切バス乗務員として選考されれば、いつでも貸切バスに乗務するという気持ちでこの発言を行ったと考えるのが自然である。

コ 以上のことから、会社においては、原則として年功順に貸切バス乗務員を選考していることが認められるところ、X1は、年功から見て貸切バス乗務員としての順番が既に来ており、また、貸切バス乗務員として選考するのに特別不適合とする理由がないにもかかわらず、X1を予備乗務員又は優先乗務員として選考せず、貸切バスに乗務させようとしめない会社の行為は、X1を他の乗務員に比較して差別的に取り扱うものであり、X1の組合活動を嫌悪してなされたものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であると判断する。

(3) 救済方法

申立人は、X1を貸切バス乗務員として扱い、貸切バスに乗務させるとともに、実損額の支払及び陳謝文の掲示を求めているが、救済方法としては主文をもって足りると思料する。

4 組合役員に対する特別待遇について

(1) 当事者の主張要旨

ア 申立人は、次のとおり主張する。

平成4年9月28日の組合大会において、会社が工作して、副委員長となったX16は、貸切バス乗務員として高収入を得るだけでなく、就業時間中に自由に貸切業務の営業に行ける等特別な勤務上の待遇を受け、自らが有利になる貸切業務を自由に選択する特別待遇を受けている。

また、同じく書記長となったX17は、X1より後に入社し、X1と比較して勤務年数が短いにもかかわらず、特定の車両を担当する貸切バス乗務員として高額の賃金とより良い労働条件を保障され、業界関係者から貸切運転手としての社会的地位を評価されている。

会社のX16やX17に対する優遇措置は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

イ 被申立人は、次のとおり主張する。

X16とX17の件は、いずれも業務上の問題であり、組合活動とは関係ない。

(2) 当委員会の判断

申立人は、X16やX17が会社から受けているとする優遇措置及びこれが組合に対する介入行為であることについて、何ら疎明していないため、申立人の主張は採用できない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条に基づき、主文のとおり命令する。

平成8年7月8日

佐賀県地方労働委員会
会長 堤 敏介 ㊞

「別紙 略」